

国立大学法人東京大学生産技術研究所と神戸市との
災害対策の推進に関する協定書

国立大学法人東京大学生産技術研究所
神戸市

国立大学法人東京大学生産技術研究所と神戸市との
災害対策の推進に関する協定書

国立大学法人東京大学生産技術研究所（以下「甲」という。）と神戸市（以下「乙」という。）は、効果的な災害対策を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲乙が連携し、円滑で効果的な災害対策の実現を目的とした教育・研究を推進し、神戸市内において地震、風水害、その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合には、可能な範囲で甲乙が連携し、災害対応を行うために必要な事項を定める。

（連携項目）

第2条 この協定により連携する項目は、次のとおりとする。

- （1）甲乙は、災害対策の人材養成を推進するために必要となる教育プログラムを共同開発し、研修を行うものとする。
- （2）甲乙は、災害対策に関する研究を行い、研究成果の実証及び、社会実装に向けた課題抽出を行う。
- （3）甲は、乙の求めにより、必要に応じ、災害等の発生により乙が開設する災害対策本部に人員を派遣し、災害対応に関する助言を行う。また、災害対策本部閉鎖後には、災害対応における課題抽出や活動検証を行う。ただし、乙は甲の助言に対して責任を求めないものとする。
- （4）甲乙は、平時から密に連携し、前項に定める事項のほか、協力可能な事項について積極的に意見交換を行うように努めるものとする。

（連絡調整）

第3条 甲乙は前条の連携項目を円滑に進めるため、甲乙それぞれの求めに応じて協議の場を設けるものとし、その運営はそれぞれ東京大学生産技術研究所附属災害対策トレーニングセンター及び神戸市危機管理室において実施する。

2 甲乙はあらかじめ連絡責任者を定めて、相手方に報告し、変更が生じた場合は速やかにその内容を報告するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第4条 第2条に定める連携項目の実施に必要な費用については、甲乙共に要請側が負担するものとし、金額については甲乙が協議の上、決定するものとする。

（補償）

第5条 第2条に定める連携項目の実施により第三者に損害を与えた場合には、その損害の帰責事由のある者が補償責任を負うものとし、責に帰すべき事由が不明な場合は、甲乙が協議の上、その賠償にあたるものとする。

2 甲乙のそれぞれに属する人員に損害が発生した場合の補償については、甲乙それぞれの規程に基づき補償を行うものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項、または疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(協定の効力)

第7条 この協定の有効期間は、締結日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも解除及び変更の申し出がないときは、有効期間を当該満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、その後も同様とする。

2 前項ただし書きによる有効期間の延長は、令和9年3月31日までとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和5年2月24日

東京都目黒区駒場四丁目6番1号
甲 国立大学法人東京大学生産技術研究所
所長 岡部 徹

神戸市中央区加納町六丁目5番1号
乙 神戸市
代表者 神戸市長 久元喜造